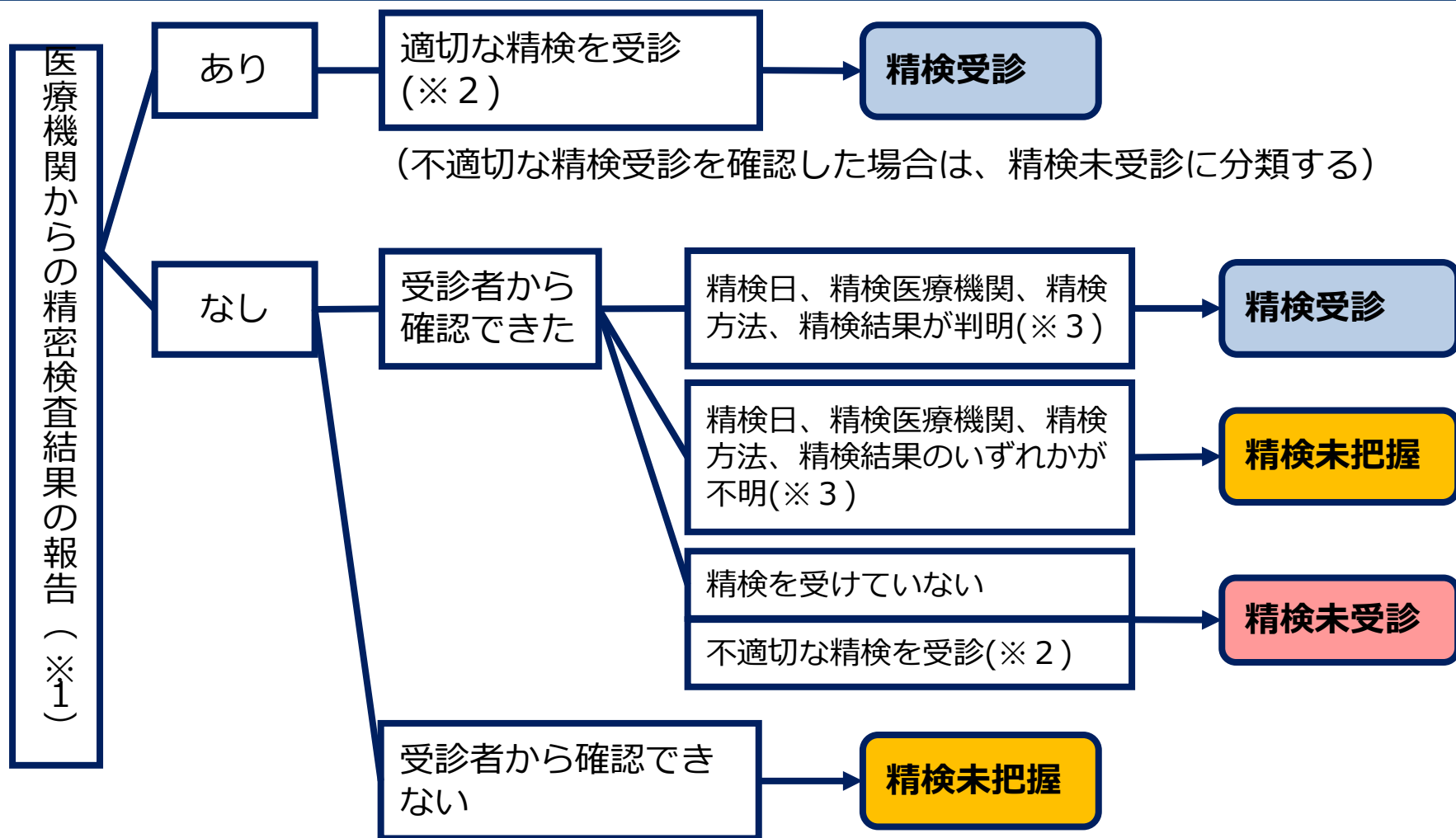


【参考資料3】精密検査の未受診と未把握の分類について



※1…精密検査結果の報告は、所定の様式により精密検査を行った医療機関が行うもので、市町村または検診を請け負った検診機関や医師会が報告の窓口となる。

※2…適切な精密検査や不適切な精密検査については、チェックリスト（検診実施機関用）の「受診者への説明」の項を参考とすること。また、精検医療機関の報告で、精検方法や精検結果が明確に確認できない場合は再提出を依頼すること。（不適切な精検の例：大腸がん検診の便潜血検査の再検）

※3…精検医療機関がわかる場合には、正確な把握のため可能な限り当該医療機関に精密検査結果の報告を依頼すること。